民訴予備令８－３２　肢４

第１．肢の結論

誤り

第２．通常共同訴訟における証拠の取扱い

１．問題の所在

Xは，Ｙ１の運転する自動車に同乗していたところ，Y2の運転する自動車との間の交通事故により傷害を負った。このことを主張して，Y1及びY2を共同被告として，不法行為に基づく損害賠償を請求する訴えを提起した。

この訴訟において，裁判所は，Y1が提出した証拠より，Ｙ２が主張しているＹ２に有利な事実を認定することができるか。Ｙ２からも証拠の申出（１８０条）が必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

共同訴訟（３８条）においては，証拠共通の原則が働く。したがって，裁判所は，Y2からの証拠の申出がなくても，Y1が提出した証拠より，Ｙ２が主張しているＹ２に有利な事実を認定できる。よって，肢は誤り。

（２）理由

まず，前提として本件訴訟（民法７１９条）は，通常共同訴訟である（３８条)。法律上合一確定の必要性はないからである。したがって，共同訴訟人独立の原則（３９条）により，Ｙ１が証拠を提出してもY2に影響を及ぼさず，別途，証拠申出が必要とも思える。

しかし，不都合である。仮に，それぞれに対して，証拠の申出を要すると，自由心証（２４７条）で事実認定を行う際に，人によって，証拠を分けて行わなければならなくなる。

このことは，手続煩雑により法定安定性を欠く結果となる。判決は重要な処分である以上，手続の安定が必要である。裁判官が認定しやすいような手続とする必要がある。

共同訴訟人独立の原則は，私的自治の原則から，当事者のおのおのの意思を尊重する趣旨である。証拠の場合，同一弁論で表れており，得られる心証は１個である。

心証の問題は，裁判所の職権の問題であり，３９条の趣旨はあてはまりない。

むしろ，証拠を共通にすることが法の趣旨と解する。よって，２（１）結論に示した通り，Y1の証拠で，判決の際，別途，Y2の証拠の申出は不要である。

以上